



令和8年度 水と里ネットさが土地

佐賀土地改良区

発行所
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号
水と里ネットさが土地
(佐賀土地改良区)
電話：(0952) 22-4382
FAX：(0952) 29-1048
URL：http://www.sa-tochi.jp
E-mail：info@sa-tochi.jp

組合員及び面積の動向

組合員総数 7,192 名
受益面積 9,109 ha
(令和8年4月1日現在)



第21回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊 令和7年8月

役員紹介

(任期 ~令和8年10月31日)

役職	氏名	地区名
理事長	秀島 敏行	
副理事長	江里口 秀次	
〃	重松 正泰	諸富町
総務担当理事	八頭司 文二	大和町
管理担当理事	古川 實	鍋島町
理事	永渕 文久	金立町
〃	永渕 秀樹	高木瀬町
〃	吉浦 和俊	兵庫町
〃	樋口 正行	北川副町
〃	久米 勝博	本庄町
〃	直塚 弘行	西与賀町
〃	御厨 清	嘉瀬町

役職	氏名	地区名
理事	吉富 義隆	川副町
〃	古川 俊博	川副町
〃	秀島 隆信	東与賀町
〃	渋谷 満	久保田町
〃	末次 正二郎	三日月町
〃	中島 正之	芦刈町
〃	福田 京子	
〃	明石 明子	
総括監事	北島 宇治雄	牛津町
監事	池田 學	巨勢町
〃	川崎 弘樹	川副町
〃	山田 雅順	佐賀市中央



理事長あいさつ

佐賀土地改良区 理事長 秀島 敏行

組合員の皆様には、日頃より佐賀土地改良区の運営及び土地改良事業の推進に多大なるご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

また、日々の営農を支える水利施設の維持管理が安定して進められているのは、皆様のお力添えの賜であり、深く感謝申し上げます。

近年、農業を取り巻く環境は国内外ともに大きく変化しています。

国際的には、中東情勢の緊迫化に伴い、エネルギー価格や物流の不安定さが続いています。こうした動きは肥料・燃料・資材の価格に影響を及ぼし、地域農業への負担として跳ね返ってきています。世界の情勢が、私たちの地域の営農にまで影響を及ぼす時代であることを、改めて実感させられます。

国内においても、農業者の減少や高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、気候変動による高温障害や病害虫の増加など、地域農業の持続性に関わる課題が顕在化しています。特に近年の異常気象は水管理の難しさを増し、農地や水利施設の保全に対する重要性を一層高めています。また本年度は、国において食糧法の改正が閣議決定され、食料安全保障の強化や需給調整の在り方の見直しが図られています。こうした政策動向を的確に捉えながら、地域の実情に応じた水管理や農業基盤の維持が、これまで以上に重要となっています。

このような厳しい環境下にあっても、本県のブランド米「さがびより」が食味ランキングにおいて16年連続で“特A”を獲得したことは、地域一体となった取り組みが確かな成果として結実したものであり、大きな励みとなります。生産者の皆様のたゆまぬ努力はもちろんのこと、適切な水管理や安定した農業基盤があつてこそ

成し得た成果であり、土地改良区としても大変誇らしく感じております。

こうした地域の強みを未来に繋ぐうえで、令和5年度から令和7年度にかけて、国によって進められてきました国営造成土地改良施設整備事業（佐賀中部地区）が、このたび無事に完了いたしました。老朽化が進んでいた水管理施設の機能回復や基盤の強化が着実に進んだことは、今後の安定した水管理にとって大きな前進であり、将来の営農を支える確かな土台となるものです。

また、本年3月の通常総代会において、国営かんがい排水事業（佐賀中部地区）における「全体実施設計」を来年度に実施することが議決され、これから本格的に進められることとなります。全体実施設計は、将来の大規模な基盤整備に向けた重要な工程であり、施設の老朽化状況及び更新の優先度、地域の営農形態の変化などを踏まえ、最適な整備内容を具体化していく段階です。この設計は、川上頭首工や水路、排水機場などの基幹施設をどのように更新し、どのように維持していくのかを総合的に確定させるもので、今後数十年にわたる地域農業の姿を左右する大切な計画となります。土地改良区だけでなく、地域全体の未来を見据えた取り組みであり、皆様のご理解とご協力が欠かせません。

役職員一同、これからも健全な運営と丁寧な情報発信を心がけ、皆様に信頼いただける土地改良区づくりを進めてまいります。

結びに、組合員の皆様にとって実りある年であることを心より祈念申し上げますとともに、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

佐賀土地改良区総代選挙のお知らせ

令和8年10月11日に佐賀土地改良区総代の任期が満了しますので、新しい総代を決める選挙を令和8年9月15日（火）に行います。

1. 選挙すべき総代の定数 100人

選挙区	選挙区域	定数
第1区	佐賀市金立町(久保泉町を含む)、高木瀬町、兵庫町、巨勢町、北川副町、諸富町	18人
第2区	佐賀市本庄町、西与賀町、嘉瀬町、鍋島町、中央区	18人
第3区	佐賀市川副町中地区、川副町南地区、川副町西地区	22人
第4区	佐賀市東与賀町、久保田町	17人
第5区	佐賀市大和町	6人
第6区	小城市三日月町、牛津町(小城町を含む)、芦刈町	19人
計		100人

※立候補者が定数を超えない場合は、無投票となります。

2. 投票できる方（投票が行われる場合）

選挙当日、組合員名簿に登録されている方

3. 投票（投票が行われる場合の日時・場所）

日時：令和8年9月15日（火） 午前7時 ～ 午後5時

場所：佐賀土地改良区ホームページ、佐賀土地改良区の掲示板でお知らせします。

4. 立候補できる方

以下の要件を満たす方が立候補できます。

- ・佐賀土地改良区の組合員であること
- ・未成年でないもの
- ・拘禁以上の刑に処せられて執行中の者でないこと

5. 立候補

立候補される方は、佐賀土地改良区へご相談ください。

立候補届受付期間：令和8年9月7日～8日（2日間）

受付時間：午前8時30分～午後5時

受付場所：佐賀土地改良区事務所

※詳しくは佐賀土地改良区へお尋ねください。

佐賀土地改良区 総務課 〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号

TEL (0952) 22-4382 FAX (0952) 29-1048

令和 7 年度臨時総代会

令和 7 年 9 月 2 5 日、臨時総代会を開催し下記の 5 議案がすべて原案どおり可決承認されました。



「アバンセ 1 階ホール」にて

- 第 1 号議案 定款、総代選挙規程及び役員選任規程の一部改正について
- 第 2 号議案 規約の一部改正について
- 第 3 号議案 令和 6 年度 事業報告について
- 第 4 号議案 令和 6 年度 一般会計収支決算について
- 第 5 号議案 令和 6 年度 財務諸表及び財産目録について

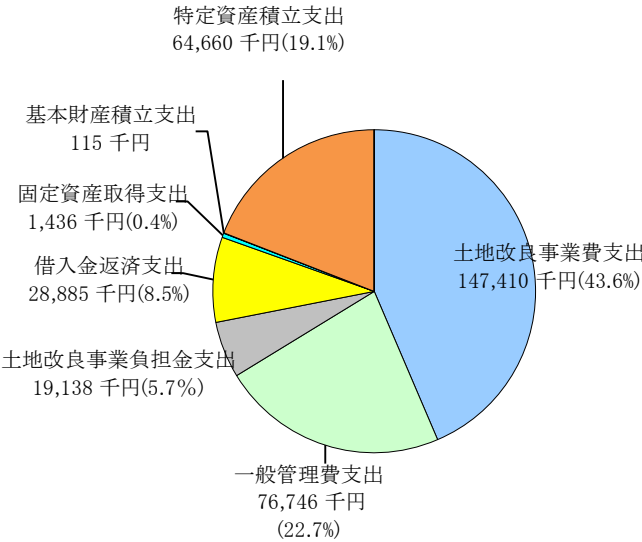
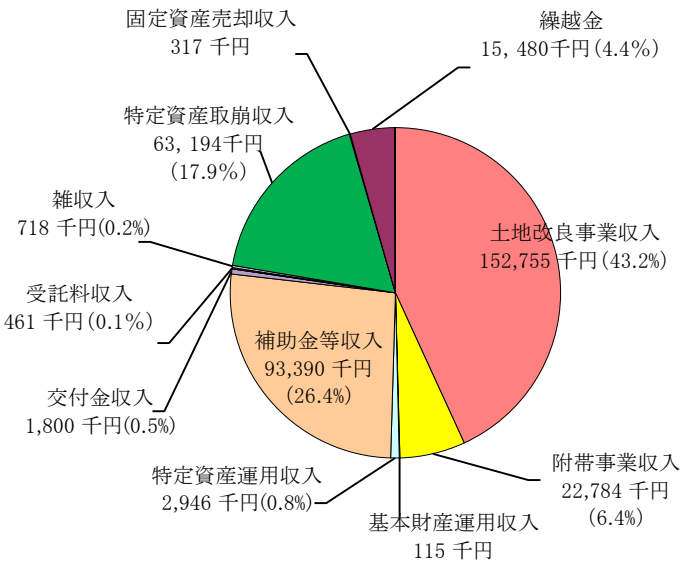
令和 6 年度 一般会計 決算

(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	152,755	1. 土地改良事業費支出	147,410
・ 賦課金収入	100,024	・ 維持管理費支出	144,320
・ 転用決済金収入	7,925	・ 適正化事業関係支出	3,090
・ 負担金収入	44,806	2. 一般管理費支出	76,746
2. 附帯事業収入	22,784	3. 土地改良事業負担金支出	19,138
3. 基本財産運用収入	115	4. 借入金返済支出	28,885
4. 特定資産運用収入	2,946	5. 固定資産取得支出	1,436
5. 補助金等収入	93,390	6. 基本財産積立支出	115
6. 交付金収入	1,800	7. 特定資産積立支出	64,660
7. 寄付金収入	0	8. 雑支出	0
8. 業務受託料収入	461	9. 予備費	0
9. 雑収入	718		
10. 特定資産取崩収入	63,194		
11. 固定資産売却収入	317		
12. 繰越金	15,480		
収 入 合 計	353,960	支 出 合 計	338,390

<歳 入> 353,960 千円

<歳 出> 338,390 千円



第60回通常総代会

令和8年3月25日、通常総代会を開催し下記の12議案がすべて原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 国営土地改良事業「佐賀中部地区」全体実施設計の施行について
- 第2号議案 令和7年度 一般会計収支補正予算（案）について
- 第3号議案 土地改良区施設更新積立計画の策定について
- 第4号議案 維持管理計画書の変更について
- 第5号議案 基本財産の設定及び管理処分に関する規程の一部改正について
- 第6号議案 土地改良施設更新積立金規程の改正について
- 第7号議案 会計細則の一部改正について
- 第8号議案 令和8年度 事業計画（案）について
- 第9号議案 令和8年度 賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第10号議案 土地改良施設更新積立金（基本財産）の使用について
- 第11号議案 令和8年度 一般会計収支予算（案）について
- 第12号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



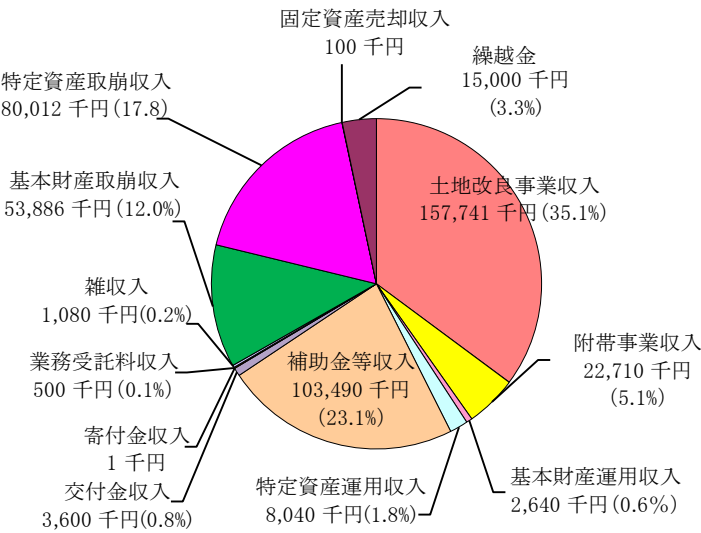
「アバンセ 1階ホール」にて

令和8年度 一般会計 予算

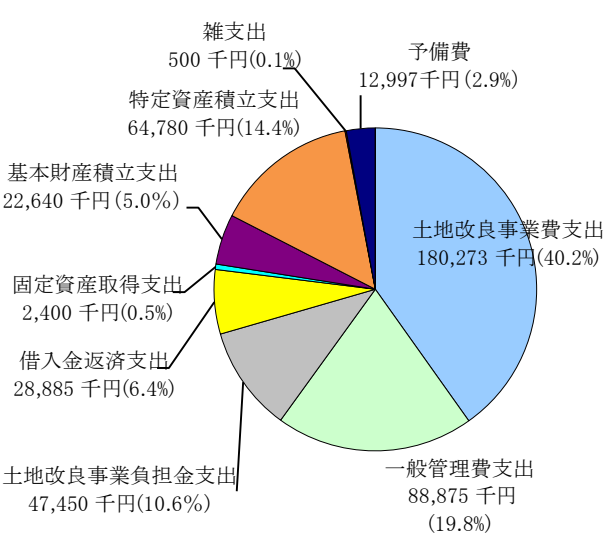
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	157,741	1. 土地改良事業費支出	180,273
・ 経常賦課金収入	99,990	・ 維持管理費支出	175,377
・ 転用決済金収入	12,940	・ 適正化事業関係支出	4,896
・ 負担金収入	44,811	2. 一般管理費支出	88,875
2. 附帯事業収入	22,710	3. 土地改良事業負担金支出	47,450
3. 基本財産運用収入	2,640	4. 借入金返済支出	28,885
4. 特定資産運用収入	8,040	5. 固定資産取得支出	2,400
5. 補助金等収入	103,490	6. 基本財産積立支出	22,640
6. 交付金収入	3,600	7. 特定資産積立支出	64,780
7. 寄付金収入	1	8. 雑支出	500
8. 業務受託料収入	500	9. 予備費	12,997
9. 雑収入	1,080		
10. 基本財産取崩収入	53,886		
11. 特定資産取崩収入	80,012		
12. 固定資産売却収入	100		
13. 繰越金	15,000		
収 入 合 計	448,800	支 出 合 計	448,800

<歳 入>



<歳 出>



経常賦課金令和8年度 経常賦課金 1,100 円/10a(1,000 m²当)**期限内に納めましょう**窓口納付の方は
口座振替の方は**令和8年7月31日(金)**までに納めてください。
が振替日です。

≪ 賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します ≫

☆賦課金納入取扱い金融機関佐賀県農協・佐賀市中央農協・佐賀銀行・九州信用漁業協同組合連合会
・佐賀共栄銀行（口座振替のみ）・ゆうちょ銀行（口座振替のみ）**◆口座振替の方は残高確認をお願いいたします。**

- ・7月30日（振替日の前営業日）までに残高の確認をお願いいたします。（※再振替はできません）
- ・事情により振替できなかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願いいたします。

賦課金の口座振替ご利用のおすすめ

賦課金の納付は、便利な口座振替（自動振替）をご利用ください。わざわざ金融機関へ出向かなくても、自動的に納付することができます。お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡ください。（口座振替依頼書を郵送いたします。）

◆最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、預貯金通帳・印鑑（届出印）を持参の上、指定金融機関窓口へ提出してください。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

- Q1 「農業用水を利用していない」、「耕作をしていない」というような場合でも賦課金を払わないといけないのですか？
- A 佐賀土地改良区の賦課金は水道のように使用量に応じて賦課されるものではなく、当区が管理している土地改良施設の維持管理に必要な経費を受益地内の農地につき、地積割で賦課していますのでいかなる理由であれお支払いいただく必要があります。
- Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？
- A 期限内に納入がなかった場合、督促状の発行を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により、理事会で議決された組合員に対して財産の差し押さえ等の滞納処分を行うことになります。
- Q3 賦課金を払わなくていいようにすることはできますか？
- A 農地を所有（耕作）されている限りは賦課金を納めていただく義務があります。農地の転用や用途変更をされる場合は、決済金をお支払いいただくことで地区除外をすることが可能です。詳しくは次のページ（農地転用に伴う決済金）をご覧ください。
- Q4 賦課金の通知書が複数送られてきますがなぜですか？
- A 佐賀土地改良区の受益地内には他の土地改良区がある地域があります。土地改良区によって管理している施設や行っている事業が異なるため、それぞれ必要な経費を賦課しています。
- Q5 賦課金の滞納がある農地を購入した場合、滞納賦課金はどうなるのですか？
- A 農地を異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律（土地改良法第43条第1項）に規定されています。農地の売買や利用権設定をされる場合は、ご確認の上、契約等をするように注意してください。

農地転用に伴う決済金

令和8年度 決済金 49 円/㎡(全地区)

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入していただくことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。

※公共事業の寄付等についても決済金がかかります。

◆「市街化区域の農地転用」及び「畑などへの地目変更」の場合

農業委員会への届出に土地改良区の意見書は必要ありませんが、**土地改良区への地区除外の手続きは必要**です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますのでご注意ください。

決済金について

佐賀土地改良区が管理しております施設(北山ダム・川上頭首工・幹線水路90km)は組合員様から頂いている賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負うことになります。負担の公平を図る目的として転用する時は決済金を納めていただき維持管理費に充当しています。(土地改良法第43条第2項より)

組合員さまへのお知らせ

◆農地(田)に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出てください。

農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても**直接土地改良区に届出**がないと土地改良区の台帳は変わらず、賦課も異動されません。(左下 図1)

◆組合員の資格取得・喪失の届出について(次ページに実際の用紙があります)

下記の場合には、**土地改良法第44条の規定**により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

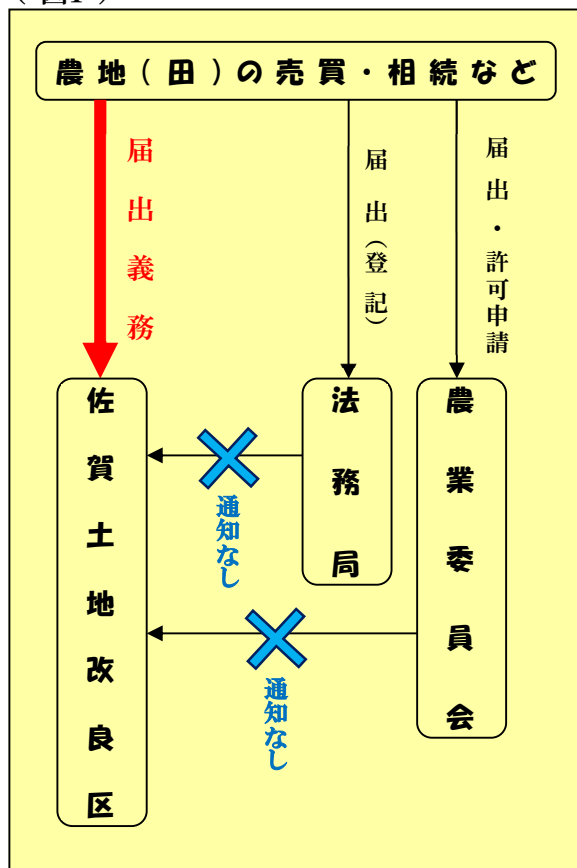
①農地(田)の売買・貸借・贈与・交換等の場合

②農業者年金の受給による経営移譲の場合

③生前贈与又は組合員死亡による名義変更の場合

④組合員の住所変更の場合

(図1)



－ 記入例 －

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出(組合員資格得喪通知書)

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住 所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地

氏 名 北 山 太 郎 (印)

(地区名 組合員番号)

新資格者 住 所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地

氏 名 川 上 次 郎 (印)

(生年月日) 明治・大正(昭和)・平成 〇〇 年△△ 月□□ 日

電話番号 (〇〇〇〇) △△ - □□□□

(地区名 組合員番号)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市 町 名	大 字	字	地 番	地 目	地 積	備 考
〇〇町	△ △	□ □	1234 番地	田	1,000 ㎡	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因 (※該当するものを○で囲んでください)

☒ 売買
 ☐ 貸借
 ☐ 贈与
 ☐ 相続
 ☐ 交換
 ☐ 経営移譲

生前贈与・死亡・その他 ()

※提出先

・佐賀県農協各本支所

・佐賀土地改良区 総務課

佐賀市大財三丁目8番15号

TEL (0952) -22-4382

(2) 時 期

・令和〇〇年〇〇月

佐賀土地改良区賦課金 納入者 住所 変更届出(組合員資格得喪通知書)

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所 〒 _____
氏名 _____ 印 _____
(地区名 _____ 組合員番号 _____)

新資格者 住所 〒 _____
氏名 _____ 印 _____

(生年月日) 昭和・平成 年 月 日

電話番号 (_____) _____

(地区名 _____ 組合員番号 _____)

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲
生前贈与・死亡・その他(_____)

(2) 時期

令和 年 月

※提出先

・佐賀県農協各本支所
・佐賀土地改良区 総務課
佐賀市大財三丁目8番15号
TEL (0952)22-4382

配水計画の策定

平成31年4月に土地改良法の一部改正が行われ、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。このため佐賀土地改良区では適切な農業用水の管理・運用を行うため配水計画の策定を行いました。

令和8年度 佐賀土地改良区 配水計画

【取水の基本事項】

(1) 各取水口等の位置

- ・ 川上頭首工左岸取水口 佐賀市大和町大字久池井字六本杉2978番2地先
- ・ 川上頭首工右岸取水口 佐賀市大和町大字川上字川原75番地先
- ・ 多布施川注水口 佐賀市大和町大字尼寺字一本杉3224番4地先
- ・ 三本杉取水口 佐賀市緑小路130番地先
- ・ 西平川注水口 小城市三日月町道辺字山王653番地先
- ・ 本松取水口 小城市三日月町道辺字立物842番地先

(2) 最大取水量等

期 間 区 分	6月1日から 6月10日まで	6月11日から 10月10日まで	10月11日から 翌年5月31日まで	年間総取水量
川上頭首工合計	10.69 m ³ /s	19.01 m ³ /s	3.53 m ³ /s	181,800 千m ³
川上頭首工左岸	10.69 m ³ /s	18.83 m ³ /s	3.53 m ³ /s	—
川上頭首工右岸	0.02 m ³ /s	0.28 m ³ /s	0.02 m ³ /s	—
多布施川注水口	3.02 m ³ /s	4.27 m ³ /s	1.19 m ³ /s	—
三本杉取水口	2.67 m ³ /s	3.48 m ³ /s	1.18 m ³ /s	—
西平川注水口	4.50 m ³ /s	7.60 m ³ /s	1.35 m ³ /s	—
本松取水口	4.92 m ³ /s	7.60 m ³ /s	2.08 m ³ /s	—

(3) 筑後川下流用水事業からの補給

・ 筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給が必要となる地区のうち、北川副地区以外の地区への補給は、川上頭首工左岸取水口及び右岸取水口の取水量の合計が19.01 m³/sの場合又は北山ダム貯水位がEL367.40m以下のときに限り、最大5.98 m³/sの範囲内において、受けることができる。

ただし、6月1日から6月20日までの間においては、上記によらず最大5.98 m³/sの範囲内において補給を受けることができる。

・ 北川副地区への筑後川下流用水事業からのかんがい用水の補給は、国営幹線水路市の江川副幹線中川副分木工からの送水量が0.35 m³/sに達し、かつ不足を生じる場合に限り最大1.64 m³/sの範囲内において補給を受けることができる。

【農業用水の利用の調整に関する問合せ先】

〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号

佐賀土地改良区 管理課

TEL 0952-22-4382

FAX 0952-29-10489

21世紀土地改良区創造運動

創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深めることを目的としており、佐賀土地改良区では平成14年度から田植えオリンピック、水土里の教室、佐賀平野「水と歴史」の探検隊、川上頭首工スケッチ大会などに取り組んでいます。

今後も、「21世紀土地改良区創造運動」を積極的に展開して、地域と共に生きる新たな「水土里ネットさが土地」の実現を目指して行動してまいります。

令和7年度活動内容

☆ 佐賀平野「水と歴史」の探検隊 ○ 開催日：令和7年8月23日

佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらうため、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を開催しました。佐賀市・小城市の小学生と保護者41名の参加者で川上頭首工・北山ダムを見学して、自分たちの住む町まで農業用水が届く仕組みや嘉瀬川の取水施設について学んでももらいました。川上頭首工では施設見学や取水の歴史学習、北山ダムでは、ダムの内部や船に乗って湖面探検を行いました。



参加を募集します！

第22回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

北山ダムや川上頭首工などの施設を探検して学んでみよう！

今年で、22回目の開催となる探検隊の参加者を募集します。組合員皆様の子供さんやお孫さんの夏休みの思い出に参加してみませんか。

北山ダムでは、普段入れないダム本体の中や、船に乗ってダム湖内の探検を行い、川上頭首工では水の流れの仕組みや歴史についても学びます。

【応募要項】

- ① 日時： 令和8年8月21日(金) 8:30～14:00(昼食は用意します)
※貸切バス使用(小雨決行、悪天候の場合は延期又は中止します)
- ② 対象： 小学4～6年生と保護者(小学生のみの参加も可)
- ③ 参加費用： 大人 300円 子供 100円
- ④ 定員： 40名程度 (定員になり次第締め切り)
- ⑤ 募集方法： 参加希望者全員の氏名(ふりがな)、住所、電話番号(緊急連絡先)、学校、学年を記入の上、FAX又はメールで応募してください。
(7月21日(火)午前9時募集開始)
※募集受付後、結果の連絡を行います。参加者には8月上旬に集合場所、行程表等を郵送します。
- ⑥ 問合せ先： みどり水土里ネットさが土地(佐賀土地改良区) 総務課
〒840-0811 佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号
TEL: 0952-22-4382 FAX: 0952-29-1048
URL: <http://www.sa-tochi.jp> Eメール: tanken8@sa-tochi.jp

☆ 総合学習・青空教室

田植え：令和7年6月20日



稲刈り：令和7年10月14日



近年、失われつつある緑豊かな農村環境や食の安全性を見直し、「農業者と消費者との交流を通じ土地改良区の果たしている役割」を肌で体験し、農業・農村が持つ環境の素晴らしさを感じてもらうために若楠小学校5年生52名、神野小学校4年生127名による総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでもらいました。

(植付品種：さがびより)



☆ 川上頭首工スケッチ大会

川上頭首工の役割や取水の仕方、農業用水の流れなど楽しく学んでもらうためにスケッチ大会を行いました。地元の春日北小学校の5、6年生の参加があり、初めに施設を見学し役割を学んでもらった後、頭首工周辺でスケッチをしてもらいました。

また、特に優秀な作品5点について『水土里ネット賞』として表彰式を行いました。表彰された作品は佐賀市の春日公民館にて展示を行い、当区ホームページにも掲載しています。

開催日：令和7年9月19日

表彰式：令和8年3月9日



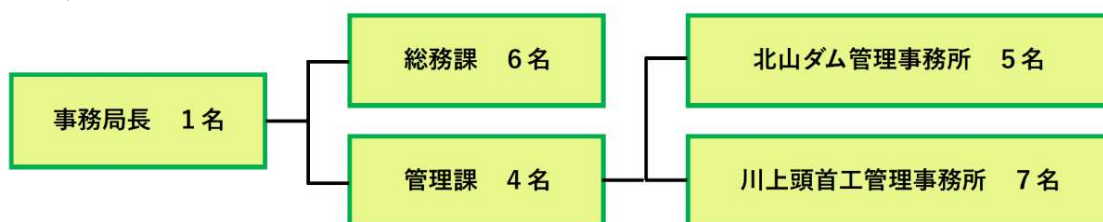
展示（春日公民館）：

令和8年3月10日～23日



事務局の体制

令和8年4月1日付（職員21名 会計年度任用職員2名）



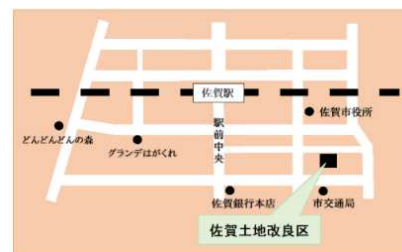
佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号（佐賀県土地改良会館2階）

TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関することは総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関することは管理課



休日・夜間の用水に関することは下記緊急連絡先へ

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136

☆ 北山ダムの貯水状況及び情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



佐賀土地改良区 HP QRコード



国営土地改良事業佐賀中部地区推進協議会便り

1 国営土地改良事業「佐賀中部地区」の調査が行われています

（調査期間：令和5年度～令和8年度予定 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所）

（1）事業の目的

国営総合農地防災事業（平成2年度～平成22年度完了）で造成・改修された佐賀中部地区の基幹的な農業水利施設は、造成後20年程度が経過し、経年劣化による機能低下が生じており、維持管理に多大な費用と労力を要しています。また、近年の豪雨による内水氾濫被害が発生している現状を踏まえ、地域の排水実態に合った対策が求められています。さらに、近年の電気料金の高騰等の影響で、施設の維持管理費用が増大しています。

このため、「国営かんがい排水事業」により、老朽化等により機能低下した農業水利施設の更新等に加え、最新の降雨データを用いた排水解析に基づく排水機能強化を省エネルギー化に資する形で実施することで、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するとともに、国土資源の保全を図るものです。

（2）事業構想（案）

事業名：国営かんがい排水事業「佐賀中部地区」 関係市：佐賀市、小城市

対象施設	対策内容
排水機場（11機場）	・川上、久保田第1、嘉瀬、湾道、城西、東与賀、三日月、芦刈第1、芦刈第2排水機場（9機場）：ポンプ設備の更新、電気設備の更新、除塵機設備・水門設備の整備・更新、遠隔操作装置の新設 ・これに加え、統廃合を行う友田排水機場・久保田第2排水機場は排水機能強化の対策
幹線用水路・排水路	土木施設の補修、除塵設備・水門設備の整備・更新、水門設備の遠隔操作装置の整備
川上頭首工	電気設備系の更新、除塵機設備の整備、機側操作盤の更新、劣化状況に応じた水門設備の整備・更新、太陽光発電設備の新設



友田排水機場：
国営（写真左）及び市営
（写真右）の排水機場を
廃止、新たに機能強化し
た排水機場を整備



久保田第2排水機場
内部の排水ポンプ



右岸幹線水路：各施設・
設備の整備・更新



川上頭首工：各施設の
整備・更新

2 国営造成土地改良施設整備事業「佐賀中部地区」が完了しました

令和5年度から令和7年度にかけて、経年的な劣化が著しい水管理施設・排水管理施設の改修が実施され、この度施工が完了しました。